

四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務委託仕様書

1 委託業務名

四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務委託

2 趣旨

本仕様書は、四万十市立小学校3・4年生が使用する社会科デジタル副読本「四万十市のくらし」（以下「副読本」という。）の作成業務委託に関する基本的な事項を定め、児童が学習用端末で見やすく、分かりやすい副読本を作成することで、地域の歴史、文化、産業等に興味をもたせ、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもてる児童の育成を図るとともに、学校におけるICT環境が整備され、GIGAスクール構想に対応していくため、デジタル版の社会科副読本を作成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月25日まで

4 委託業務内容

四万十市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成・用意する基本原稿及び写真・イラスト等を活用し、次の業務を行う。

- (1) 副読本（現行の社会科副読本「四万十市のくらし」と同程度(122 ページ)）を作成すること。
- (2) 小学校学習指導要領との整合性を確認し、編集にあたること。
- (3) 地域学習のために必要な資料収集や写真撮影の視点・方法を提案すること。
- (4) 小学校3・4年生の発達段階に応じた表記や学年別配当漢字に配当されている漢字を使用し、文章校正を行うこと。
- (5) 編集会議で必要とする図表・地図・イラスト等を提供、作成すること。
- (6) 資料及びデータ等を児童が理解しやすいように編集・デザインを行うこと。
- (7) 各学年の学習内容を踏まえた編集・レイアウト及び表記・表現を提案すること。
- (8) 全国や高知県内の社会科副読本の情報や教科書に配慮されている情報・資料を提供すること。
- (9) 編集会議への参加及び助言を行うこと。
- (10) 原稿の執筆にあたっての助言及び校正を行うこと。
- (11) その他作成に必要な業務を行うこと。

5 納品する成果物

副読本のデジタルブック DVD-ROM 1枚

6 著作権等

- (1) 成果物の著作権は、教育委員会に帰属する。
- (2) 受託者は、教育委員会に対し、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡する。
- (3) 副読本に受託者が著作権を有する素材を使用する場合、受託者は、その素材を副読本に使用することを許諾するものとし、その使用料は委託料に含めるものとする。
- (4) 受託者は、教育委員会が令和8年度以降、副読本を改定するにあたり、副読本に使用した受託者の素材を教育委員会が無償で使用することを許諾するものとする。また、副読本の内容を変更することに同意するものとする。
- (5) 教育委員会が提供する著作物又は受託者が保有する著作権以外の著作物を副読本に使用する場合は、出典先を明示する等、著作権にまつわる一切の許諾をとること。

7 その他

- (1) 仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、教育委員会との協議のうえ適切に遂行すること。

- (2) 副読本作成の専門スタッフが必要に応じて編集会議に参加し、作成上の留意点等をアドバイスすること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証し、万が一これらの権利に抵触した場合は、受託者の責任を持って処理すること。
- (4) 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託することはできない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、書面により教育委員会の承諾を事前に得ること。
- (5) デジタルブックは、WindowsOS、iOS、ChromeOS 等の一般的な学習用端末における最新版のブラウザで動作し、閲覧できるものとし、そのデータ形式についても、一般的なウェブサーバーに掲載ができるものとする。また、データ容量については、教育委員会と協議し、画像等の数量又は解像度等により調整を行うこと。